

## 地域密着型特別養護老人ホーム 花小町もろえ

## [ 利用料金のご案内 ]

(単位:円)

区分	※1 利用者負担段階	負担 割合	※2 介護サービス費 (利用者負担/1日)	食費 (実費/1日)	居住費 (実費/1日)	月額(30日)
要介護5	第1段階	1割	971単位 (985円)	300円	820円	63,150円
	第2段階			390円	820円	65,850円
	第3段階①			650円	1,310円	88,350円
	第3段階②			1,360円	1,310円	109,650円
	第4段階			1,445円	2,500円	147,900円
要介護4	第1段階	1割	901単位 (914円)	300円	820円	61,020円
	第2段階			390円	820円	63,720円
	第3段階①			650円	1,310円	86,220円
	第3段階②			1,360円	1,310円	107,520円
	第4段階			1,445円	2,500円	145,770円
要介護3	第1段階	1割	828単位 (840円)	300円	820円	58,800円
	第2段階			390円	820円	61,500円
	第3段階①			650円	1,310円	84,000円
	第3段階②			1,360円	1,310円	105,300円
	第4段階			1,445円	2,500円	143,550円
要介護2	第1段階	1割	753単位 (764円)	300円	820円	56,520円
	第2段階			390円	820円	59,220円
	第3段階①			650円	1,310円	81,720円
	第3段階②			1,360円	1,310円	103,020円
	第4段階			1,445円	2,500円	141,270円
要介護1	第1段階	1割	682単位 (692円)	300円	820円	54,360円
	第2段階			390円	820円	57,060円
	第3段階①			650円	1,310円	79,560円
	第3段階②			1,360円	1,310円	100,860円
	第4段階			1,445円	2,500円	139,110円
		3割	(2,075円)	1,445円	2,500円	180,600円

●上記料金の他、介護給付にかかる体制加算や該当者加算、理美容代、教養娯楽費、事務管理費等の実費料金が別途かかります。

## 【介護保険負担限度額認定について】

介護保険施設を利用する際、低所得の方について食費・居室代の負担額が軽減される制度があります。(制度を利用するには、金沢市に申請を行い、介護保険負担限度額認定証の交付が必要となります。)

利用者負担段階	対象となる方 (段階ごとの各条件を満たす方)	預貯金等資産要件
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下
第2段階	・世帯全員(*1)が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と年金収入額(課税年金+非課税年金(*2))の合計が年間で80万円以下の方。	単身650万円以下 夫婦1,650万円以下
第3段階①	・世帯全員(*1)が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と年金収入額(課税年金+非課税年金(*2))の合計が年間で80万円超120万円以下の方。	単身550万円以下 夫婦1,550万円以下
第3段階②	・世帯全員(*1)が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と年金収入額(課税年金+非課税年金(*2))の合計が年間で120万円超の方。	単身500万円以下 夫婦1,500万円以下
第4段階	・上記に該当しない方	上記に該当しない方

(\*1) 世帯分離している配偶者も含みます (\*2) 非課税年金=(遺族年金 + 障害年金)

●介護保険法等の改正により利用料金に変更になることがあります。

# [各種加算料金のご案内]

■当該加算の算定要件を満たす場合、下記の加算が算定されます。

加算	利用者負担額	加算	利用者負担額	
初期加算 ※1	30単位/日	自立支援促進加算	280単位/月	
療養食加算	6単位/回	科学的介護推進体制加算(I)	40単位/月	
看護体制加算(I)イ	12単位/日	科学的介護推進体制加算(II)	50単位/月	
看護体制加算(II)イ	23単位/日	ADL維持等加算(I)	30単位/月	
夜勤職員配置加算(II)イ	46単位/日	ADL維持等加算(II)	60単位/月	
夜勤職員配置加算(IV)イ	61単位/日	介護職員処遇改善加算(I)	月の総報酬単位数×8.3%	
日常生活継続支援加算(II)	46単位/日	介護職員等特定処遇改善加算(I)	月の総報酬単位数×2.7%	
サービス提供体制強化加算(I)	22単位/日	介護職員等特定処遇改善加算(II)	月の総報酬単位数×2.3%	
褥瘡マネジメント加算(I)	3単位/月	介護職員等 <sup>ハ</sup> -スラップ等支援加算	月の総合計単位×1.6%	
褥瘡マネジメント加算(II)	13単位/月	安全対策体制加算	20単位/入居時に1回	
排せつ支援加算(I)	10単位/月	配置医師緊急時対応加算	650単位/回	
排せつ支援加算(II)	15単位/月		早朝・夜間の場合	
排せつ支援加算(III)	20単位/月		1,300単位/回	
入院・外泊時加算 ※2	246単位/日(月6回まで)		深夜の場合	
在宅サービスを利用した時の費用	560単位/日		325単位/回	
個別機能訓練加算(I)	12単位/日		配置医師の通常の勤務時間以外の場合 早朝・夜間及び深夜を除く	
個別機能訓練加算(II)	20単位/月			
個別機能訓練加算(III)	20単位/月			
生活機能向上連携加算(I)	100単位/月		協力医療機関連携加算 (*医療機関の体制によって①又は②を算定)	① 100単位/月(2024年度)
生活機能向上連携加算(II)	200単位/月			① 50単位/月(2025年度以降)
口腔衛生管理加算 I	90単位/月	特別通院送迎加算(透析を要する方)	② 5単位/月	
口腔衛生管理加算 II	110単位/月	看取り介護加算(I)	594単位/月	
栄養マネジメント強化加算	11単位/日		72単位/日	
経口維持加算	400単位/月		死亡日45日前~31日前	
再入所時栄養連携加算	400単位/回		144単位/日	
認知症専門ケア加算(I)	3単位/日		死亡日30日前~4日前	
認知症専門ケア加算(II)	4単位/日		680単位/日	
認知症チームケア推進加算(I)	150単位/月		死亡日前々日、前日	
認知症チームケア推進加算(II)	120単位/月		1,280単位/日	
若年性認知症入所者受入加算	120単位/日		死亡日	
高齢者施設等感染対策向上加算(I)	10単位/月		在宅復帰支援機能加算	10単位/日
高齢者施設等感染対策向上加算(II)	5単位/月	退所前連携加算	500単位/回(1回限り)	
新興感染症等施設療養費	240単位/日	退所前訪問相談援助加算	460単位/回(1回限り)	
生産性向上推進体制加算(I)	100単位/月	退所時相談援助加算	400単位/回(1回限り)	
生産性向上推進体制加算(II)	10単位/月	退所後訪問相談援助加算	460単位/回(1回限り)	
		退所時情報提供加算	250単位/回	
		退所時栄養情報連携加算	70単位/回	

## その他介護保険基準外サービス

医療費(外来受診代、往診代、薬代、予防接種代等)	実費	クリーニング取り次ぎ ※3	実費
理・美容代	実費	教養娯楽費	実費
事務管理費(通帳管理等の希望者のみ)	2,000円/月	おやつ飲料代 ※4	50円/日
		コピー代	10円/日

※1: 30日を限度とします。

※2: 1月につき、外泊(又は入院)した日の翌日から起算して6日(1回の外泊(又は入院)で月をまたがる場合は最大で連続12日)が限度となります。

※3: 利用者のご希望により、洗濯機等では洗濯できない特別な衣類や寝具をクリーニング店等に取り次いだ際に、クリーニング代として発生します。

※4: 利用者のご希望により、15時以外のおやつやスポーツ飲料、コーヒー、紅茶等を提供する場合に係る費用です。

●おむつ代・洗濯代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

●料金はあくまで目安の表記となります。ご利用者の身体状況又は職員の配置状況などにより、加算算定に変更が生じる場合があります。

●金沢市は地域区分が7等級であり、介護サービス費の単位下の価格は1単位=10.14円で計算した額となっています。ただし、小数点以下の端数処理の関係で、月の合計額に差異が生じる場合があります。

●介護保険法等の改正により利用料金が変わることがあります。